

名古屋臨海高速鉄道（あおなみ線）の事業再生ADR申請にあたって

名古屋臨海高速鉄道株式会社

この度、弊社は名古屋市等の支援を受けて抜本的な経営改革を実施するため、私的整理の手法である「事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)」を平成22年7月6日(火)に認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会へ申請し、受理されました。

ご利用頂いているお客様はじめ多くの皆様にご迷惑、ご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、経営の健全化に向けて全社一丸となりまして取り組んで参ります。

また、「あおなみ線」はこれまで通り運行して参りますので、引き続きご利用いただきますようお願い申し上げます。